No.１７

令和４年（９月）

第３回定例会議案
参　考　資　料

熊谷市

目　　次

議案番号	参考資料名	所管課	頁
第６７号	職員の定年引上げについて	職員課	１
第６８号	熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	３９
第６９号	熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	職員課	４０
第７０号	熊谷市手数料徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表	建築審査課	４６
第７１号	熊谷市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	５８
第７２号	熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課 下水道課	６２
第７３号	熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	経営課	６３
第７４号	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表	資産税課	６５
第７６号	業者名及び入札結果 （(仮称) 道の駅「くまがや」外周道路整備工事）	東部地域開発推進室 （契約課）	６６

議案第６７号の参考資料

職員の定年引上げについて

Ⅰ　趣旨

少子高齢化の進展により生産年齢人口が減少する中で、能力と意欲のある高齢期の職員を最大限活用しつつ、次の世代にその知識、技術、経験などを継承していく必要があることから、国家公務員と同様に職員の定年の引上げを行うもの

併せて、組織全体としての活力の維持や高齢期における多様な職業生活設計の支援などを図るため、いわゆる役職定年制や定年前再任用短時間勤務の制度を設けるもの

Ⅱ　現行の定年制度

定年年齢に達した日以後の最初の３月３１日に退職

職		定年年齢
下記職員以外の全職員		６０歳
特例定年	用務員、労務作業員及び調理員	６３歳

Ⅲ　定年の段階的引上げ

現行の６０歳定年年齢を段階的に引き上げて６５歳とする。併せて、現行の６３歳定年年齢についても６０歳定年年齢の引上げスケジュールに合わせて６５歳まで引き上げる。

	現行	令和5年度～6年度	令和7年度～8年度	令和9年度～１０年度	令和11年度～１２年度	令和13年度～【完成形】
下記職員以外の全職員	６０歳	６１歳	６２歳	６３歳	６４歳	６５歳
用務員、労務作業員及び調理員	６３歳	６３歳（変更なし）	６３歳（変更なし）	６３歳（変更なし）	６４歳	６５歳

※　定年の引上げに伴い、現行の再任用制度は廃止（定年の段階的引上げ期間中は、定年から６５歳までの間の経過措置として現行と同様の制度を暫定で存置）

Ⅳ　管理監督職勤務上限年齢制度（いわゆる「役職定年制」）

⑴　管理監督職勤務上限年齢による降任

管理監督職の職員で管理監督職勤務上限年齢に達している者は、管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から最初の４月１日までの期間（異動期間）に管理監督職以外の職に異動

⑵　管理監督職への任用の制限

管理監督職から降任をした職員は、その日以後新たに管理監督職に任用できない。

＜役職定年制のイメージ＞

○　対象となる「管理監督職」
管理職手当を支給されている職員
（６級職以上の職員）

○　管理監督職勤務上限年齢
６０歳（用務員、労務作業員及び調理員にあっては、６３歳）

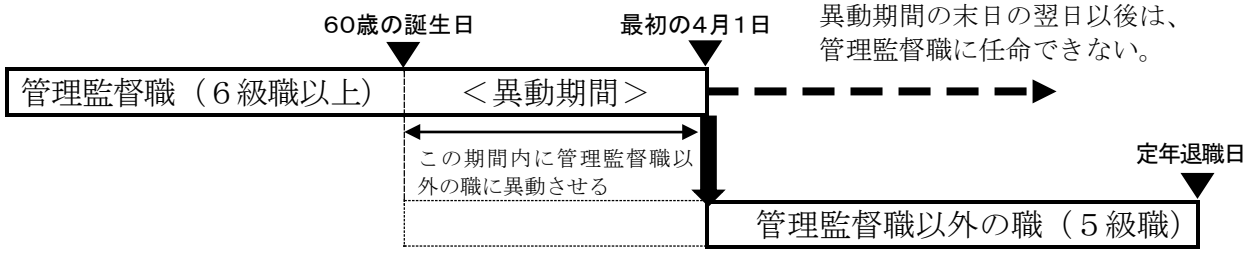

※　管理監督職勤務上限年齢による降任の特例（特例任用）【例外的取扱い】

管理監督職勤務上限年齢制度（役職定年制）の対象職員について、次の⑴及び⑵のいずれかに該当する場合で当該職員を降任させることにより公務の運営に著しい支障が生じるときには、１年単位で異動期間を延長し、引き続き管理監督職として勤務させることができる。（最長３年まで延長可）

⑴　職員の職務の遂行上の特別の事情がある場合（特別なプロジェクトの継続の必要性など）

⑵　職員の職務の特殊性によりそのポストの欠員の補充が困難である場合（特殊な技能が必要な職務など）

Ⅴ　定年前再任用短時間勤務制度

⑴　６０歳に達した日以後に退職した職員を、本人の希望により短時間勤務の職に採用することができる。

⑵　定年前再任用短時間勤務職員の任期は、常勤職員の定年退職日相当日までとする。（勤務時間、給与の仕組みは、現行の再任用制度（短時間勤務）と同様）

＜定年前再任用短時間勤務制度のイメージ＞

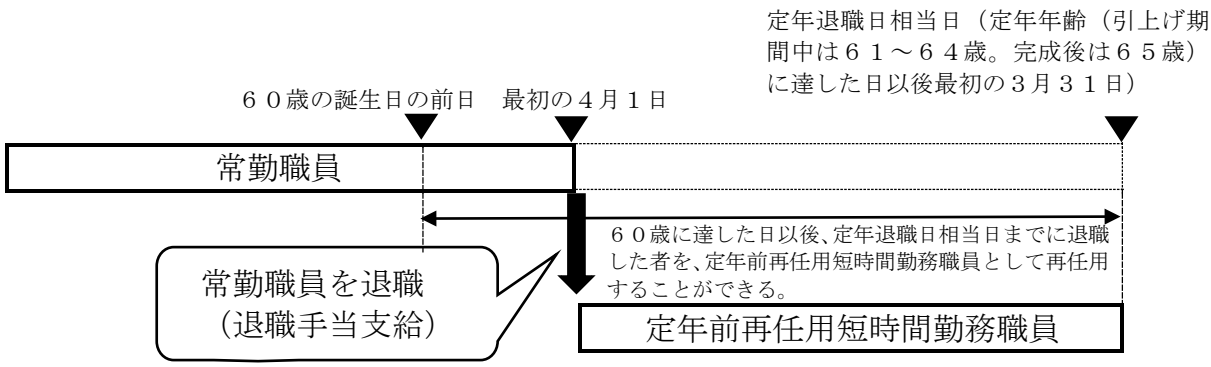

Ⅵ　６０歳に達した職員等の給与

⑴　当分の間、職員の給料月額は、職員が６０歳（６３歳定年職種については、６３歳）に達した日後最初の４月１日（特定日）以後、その者に適用される給料表の級及び号給に応じた額に７割を乗じて得た額とする。

⑵　管理監督職勤務上限年齢制度(役職定年制)による降任をした職員の号給は、降任前の給料月額の７割水準とする。

⑶　給料月額７割措置の適用対象となる職員の諸手当の取扱いは、以下のとおり

給料月額等に連動して７割水準となる手当	地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜勤手当、期末・勤勉手当
給料月額７割措置の適用対象とならない職員と同額となる手当	扶養手当、住居手当、通勤手当、特殊勤務手当

Ⅶ　６０歳に達した職員等の退職手当

⑴　引上げ後の定年前の退職を選択した職員が不利にならないよう、当分の間、６０歳（６３歳定年職種については、６３歳）に達した日以後に、非違によることなく退職した者の退職手当の基本額は、勤続期間を同じくする定年退職の場合と同率で算定

⑵　６０歳（６３歳定年職種については、６３歳）に達した日後の最初の４月１日から７割水準の給料月額となる場合も、管理監督職勤務上限年齢による降任により給料月額が減額される場合も、「ピーク時特例」が適用される。

Ⅷ　暫定再任用制度

定年の段階的な引上げ期間中は、経過措置として６５歳まで再任用できるよう現行の再任用制度と同様の仕組み（暫定再任用制度）が存置される。
（任期、勤務時間、給与の仕組み等は、現行の再任用制度と同様）

⑴　令和５年３月３１日までに退職した者（従前のとおり）

次に掲げる者のうち、６５歳に達する年度の末日までの間にある者を、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定めて暫定再任用（フルタイム・短時間）することができる。

- 定年退職者
- ２５年以上勤務して退職した者であって退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にあるもの（※）

※　暫定再任用することができるのは、採用しようとする者が、採用しようとする職の引上げ前の現行定年年齢(６０歳又は６３歳)に達している場合に限る。

⑵　令和５年４月１日以後に退職した者

次に掲げる者のうち、６５歳に達する年度の末日までの間にある者を、令和１３年度までの間、従前の勤務実績等に基づく選考により、１年を超えない範囲内で任期を定めて暫定再任用（フルタイム・短時間）することができる。

・　定年退職者
・　定年前再任用短時間勤務職員として採用された後、任期満了で退職した者
・　２５年以上勤務して退職した者であって退職の日の翌日から起算して５年を経過する日までの間にあるもの（※）

※　暫定再任用することができるのは、採用しようとする者が、採用しようとする職の引上げ期間の定年年齢（６１歳～６４歳）又は完成後の定年年齢（６５歳）に達している場合に限る。

※　定年前再任用短時間勤務職員として採用することができる場合は、暫定再任用職員として採用することができない。

Ⅸ　情報提供・意思確認制度

６０歳（６３歳定年職種については、６３歳）に達する年度の前年度に、以後の任用、給与、退職手当等に関する情報を対象職員に提供し、職員が内容を十分認識した上で引上げ前の現行定年年齢（６０歳又は６３歳）以後の勤務の意思を決定できる制度を設ける。

＜情報提供する内容＞

・　給与制度について（給料月額７割措置、各種手当の取扱い等）
・　退職手当について

Ⅹ　施行期日

令和５年４月１日（原則）

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成１７年条例第３１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
附　則 １～３　（略） （降給に関する経過措置） ４　当分の間、熊谷市一般職職員の給与に関する条例附則第２４項又は熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）附則第４項の規定による措置については、法第２７条第２項の規定によるその意に反する降給とみなして、次項の規定を適用する。 ５　前項の措置の適用を受ける職員には、任命権者が定めるところにより、当該措置の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。

（第２条関係）

熊谷市職員の定年等に関する条例（平成１７年条例第３２号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
熊谷市職員の定年等に関する条例 目次 第１章　総則（第１条） 第２章　定年制度（第２条―第５条） 第３章　管理監督職勤務上限年齢制（第６条―第１１条） 第４章　定年前再任用短時間勤務制（第１２条・第１３条） 第５章　雑則（第１４条） 附則 第１章　総則 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号。以下「法」という。）第２２条の４第１項及び第２項、第２２条の５第１項、第２８条の２、第２８条の５、第２８条の６第１項から第３項まで並びに第２８条の７の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 第２章　定年制度 （定年） 第３条　職員の定年は、年齢６５年とする。

現　　行
附　則 １～３　（略）

現　　行
熊谷市職員の定年等に関する条例 （趣旨） 第１条　この条例は、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の２第１項から第３項まで及び第２８条の３の規定に基づき、職員の定年等に関し必要な事項を定めるものとする。 （定年） 第３条　職員の定年は、年齢６０年とする。ただし、次の各号に掲げる職員の定年は、当該各号に定める年齢とする。

（定年による退職の特例）

第４条　任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、次に掲げる事由があると認めるときは、同条の規定にかかわらず、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該定年退職日において従事している職務に従事させるため引き続き勤務させることができる。ただし、第９条の規定により異動期間（同条第１項に規定する異動期間をいう。以下この項及び次項において同じ。）（同条第１項又は第２項の規定により延長された異動期間を含む。）を延長した職員であって、定年退職日において管理監督職（第６条に規定する職をいう。以下同じ。）を占めている職員については、第９条第１項又は第２項の規定により当該異動期間を延長した場合に限るものとし、当該期限は、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

⑴　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

⑵　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

⑶　当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、これらの期限の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日（同項ただし書に規定する職員にあっては、当該職員が占めている管理監督職に係る異動期間の末日）の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により職員を引き続き勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

４　任命権者は、第１項の規定により引き続き勤務することとされた職員及び第２項の規定により期限が延長された職員について、第１項の期限又は第２項の規定により延長された期限が到来する前に第１項各号に掲げる事由がなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げるものとする。

５　（略）

（定年に関する施策の調査等）

第５条　（略）

第３章　管理監督職勤務上限年齢制

（管理監督職勤務上限年齢制の対象となる管理監督職）

第６条　法第２８条の２第１項に規定する条例で定める職は、熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）第１５条の２第１項及び熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）第４条に規定する管理職手当を支給される職員の職とする。

（管理監督職勤務上限年齢）

第７条　法第２８条の２第１項に規定する管理監督職勤務上限年齢は、年齢６０年とする。ただし、次の各号に

⑴　医療業務に従事する医師　年齢６５年

⑵　用務員、労務作業員及び調理員　年齢６３年

（定年による退職の特例）

第４条　任命権者は、定年に達した職員が第２条の規定により退職すべきこととなる場合において、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して１年を超えない範囲内で期限を定め、その職員を当該職務に従事させるため引き続いて勤務させることができる。

⑴　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

⑵　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、その職員の退職による欠員を容易に補充することができないとき。

⑶　当該職務を担当する者の交替がその業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、その職員の退職により公務の運営に著しい支障が生ずるとき。

２　任命権者は、前項の期限又はこの項の規定により延長された期限が到来する場合において、前項の事由が引き続き存すると認めるときは、１年を超えない範囲内で期限を延長することができる。ただし、その期限は、その職員に係る定年退職日の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により職員を引き続いて勤務させる場合又は前項の規定により期限を延長する場合には、当該職員の同意を得なければならない。

４　任命権者は、第１項の期限又は第２項の規定により延長された期限が到来する前に第１項の事由が存しなくなったと認めるときは、当該職員の同意を得て、期日を定めてその期限を繰り上げて退職させることができる。

５　（略）

（定年に関する施策の調査等）

第５条　（略）

掲げる管理監督職を占める職員の管理監督職勤務上限年齢は、当該各号に定める年齢とする。

⑴　医療業務に従事する医師　年齢６５年

⑵　用務員、労務作業員及び調理員　年齢６３年

（他の職への降任等を行うに当たって遵守すべき基準）

第８条　任命権者は、法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（以下この章において「他の職への降任等」という。）を行うに当たっては、法第１３条、第１５条、第２３条の３、第２７条第１項及び第５６条に定めるもののほか、次に掲げる基準を遵守しなければならない。

⑴　当該職員の人事評価の結果、勤務の状況、職務経験等に基づき、降任又は転任（降給を伴う転任に限る。）（以下この条及び第１０条において「降任等」という。）をしようとする職の属する職制上の段階の標準的な職に係る法第１５条の２第１項第５号に規定する標準職務遂行能力（次条第３項において「標準職務遂行能力」という。）及び当該降任等をしようとする職についての適性を有すると認められる職に降任等をすること。

⑵　人事の計画その他の事情を考慮した上で、管理監督職以外の職又は管理監督職勤務上限年齢が当該職員の年齢を超える管理監督職のうち、できる限り上位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。

⑶　当該職員の他の職への降任等をする際に、当該職員が占めていた管理監督職が属する職制上の段階より上位の職制上の段階に属する管理監督職を占める職員（以下この号において「上位職職員」という。）の他の職への降任等もする場合には、第１号に掲げる基準に従った上での状況その他の事情を考慮してやむを得ないと認められる場合を除き、上位職職員の降任等をした職が属する職制上の段階と同じ職制上の段階又は当該職制上の段階より下位の職制上の段階に属する職に降任等をすること。

（管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例）

第９条　任命権者は、他の職への降任等をすべき管理監督職を占める職員について、次に掲げる事由があると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した日の翌日から同日以後における最初の４月１日までの間をいう。以下この章において同じ。）の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第３項において同じ。）で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占める職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせることができる。

⑴　当該職務が高度の知識、技能又は経験を必要とするものであるため、当該職員の他の職への降任等により生ずる欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

⑵　当該職務に係る勤務環境その他の勤務条件に特殊性があるため、当該職員の他の職への降任等による欠員を容易に補充することができず、公務の運営に著しい支障が生ずること。

⑶　当該職務を担当する者の交替が当該業務の遂行上重大な障害となる特別の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により公務の運営に著しい支障が生ずること。

２　任命権者は、前項又はこの項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について、前項各号に掲げる事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内（当該期間内に定年退職日がある職員にあっては、延長された当該異動期間の末日の翌日から定年退職日までの期間内。第４項において同じ。）で延長された当該異動期間を更に延長することができる。ただし、更に延長される当該異動期間の末日は、当該職員が占める管

理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して３年を超えることができない。

３　任命権者は、第１項の規定により異動期間を延長することができる場合を除き、他の職への降任等をすべき特定管理監督職群（職務の内容が相互に類似する複数の管理監督職であって、これらの欠員を容易に補充することができない年齢別構成その他の特別の事情がある管理監督職として規則で定める管理監督職をいう。以下この項において同じ。）に属する管理監督職を占める職員について、当該特定管理監督職群に属する管理監督職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該管理監督職についての適性を有すると認められる職員（当該管理監督職に係る管理監督職勤務上限年齢に達した職員を除く。）の数が当該管理監督職の数に満たない等の事情があるため、当該職員の他の職への降任等により当該管理監督職に生ずる欠員を容易に補充することができず、業務の遂行に重大な障害が生ずると認めるときは、当該職員が占める管理監督職に係る異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で当該異動期間を延長し、引き続き当該管理監督職を占めている職員に当該管理監督職を占めたまま勤務をさせ、又は当該職員を当該管理監督職が属する特定管理監督職群の他の管理監督職に降任し、若しくは転任することができる。

４　任命権者は、第１項若しくは第２項の規定により異動期間（これらの規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由があると認めるとき（第２項の規定により延長された当該異動期間を更に延長することができるときを除く。）、又は前項若しくはこの項の規定により異動期間（前３項又はこの項の規定により延長された期間を含む。）が延長された管理監督職を占める職員について前項に規定する事由が引き続きあると認めるときは、延長された当該異動期間の末日の翌日から起算して１年を超えない期間内で延長された当該異動期間を更に延長することができる。

（異動期間の延長等に係る職員の同意）

第１０条　任命権者は、前条の規定により異動期間を延長する場合及び同条第３項の規定により他の管理監督職に降任等をする場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（異動期間の延長事由が消滅した場合の措置）

第１１条　任命権者は、第９条の規定により異動期間を延長した場合において、当該異動期間の末日の到来前に当該異動期間の延長の事由が消滅したときは、他の職への降任等をするものとする。

第４章　定年前再任用短時間勤務制

（定年前再任用短時間勤務職員の任用）

第１２条　任命権者は、年齢６０年に達した日以後に退職（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員が退職する場合を除く。）をした者（以下「年齢６０年以上退職者」という。）を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職（当該職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占める職員の１週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である職をいう。以下同じ。）に採用することができる。ただし、年齢６０年以上退職者がその者を採用しようとする短時間勤務の職に係る定年退職日相当日（短時間勤務の職を占める職員が、常時勤務を要する職でその職務が当該短時間勤務の職と同種の職を占めているものとした場合における定年退職日をいう。）を経過した者であるときは、この限りでない。

第１３条　任命権者は、前条本文の規定によるほか、組合（法第７条第３項に規定する組合をいい、市が組織するものに限る。）の年齢６０年以上退職者を従前の勤務実績その他の規則で定める情報に基づく選考により、短時間勤務の職に採用することができる。

２　前項の場合においては、前条ただし書の規定を準用する。

第５章　雑則

（委任）

第１４条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　（略）

（定年に関する経過措置）

２　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における職員（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第　号）第２条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（以下「旧条例」という。）第３条各号に掲げる職員を除く。）に係る第３条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「６５年」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和５年４月１日から令和７年３月３１日まで	６１年
令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで	６２年
令和９年４月１日から令和１１年３月３１日まで	６３年
令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日まで	６４年

３　令和５年４月１日から令和１３年３月３１日までの間における旧条例第３条第２号に掲げる職員に係る第３条の規定の適用については、同条中「６５年」とあるのは、「６３年（令和１１年４月１日から令和１３年３月３１日までの間にあっては、６４年）」とする。

（情報の提供及び勤務の意思の確認）

４　任命権者は、当分の間、職員（臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員、非常勤職員及び旧条例第３条各号に掲げる職員を除く。以下この項において同じ。）が年齢６０年（第７条各号に掲げる職を占める職員にあっては、当該各号に定める年齢。以下この項において同じ。）に達する日の属する年度の前年度（以下この項において「情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度」という。）（情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度に職員でなかった者で、当該情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日後に採用された職員（異動等により情報の提供及び勤務の意思の確認を行うべき年度の末日を経過することとなった職員（以下この項において「末日経過職員」という。）を除く。）にあっては当該職員が採用された日から同日の属する年度の末日までの期間、末日経過職員にあっては当該末日経過職員の異動等の日が属する年度（当該日が年度の初日である場合は、当該年度の前年度））において、当該職員に対し、当該職員が年齢６０年に達する日以後に適用される任用及び給与に関する措置の内容その他の必要な情報を提供するものとするとともに、同日の翌日以後における勤務の意思を確認するよう努めるものとする。

（第３条関係）

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号）

（下線部分は改正部分）

附　則

（略）

改　正　案
（１週間の勤務時間） 第２条　（略） ２　（略） ３　法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員で法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。 ４・５　（略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第４条　（略） ２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては８日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 ⑴　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員、定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） ⑵・⑶　（略） ２・３　（略）

現　　行
（１週間の勤務時間） 第２条　（略） ２　（略） ３　法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員で法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の勤務時間は、第１項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、４週間を超えない期間につき１週間当たり１５時間３０分から３１時間までの範囲内で、任命権者が定める。 ４・５　（略） （週休日及び勤務時間の割振り） 第３条　日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。以下同じ。）とする。ただし、任命権者は、育児短時間勤務職員については、必要に応じ、当該育児短時間勤務の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けるものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、日曜日及び土曜日に加えて月曜日から金曜日までの５日間において週休日を設けることができる。 ２　任命権者は、月曜日から金曜日までの５日間において、１日につき７時間４５分の勤務時間を割り振るものとする。ただし、育児短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務の内容に従い１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員については、１週間ごとの期間について、１日につき７時間４５分を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとする。 第４条　（略） ２　任命権者は、前項の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定める場合には、規則の定めるところにより、４週間ごとの期間につき８日の週休日（育児短時間勤務職員にあっては８日以上で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては８日以上の週休日）を設けなければならない。ただし、職務の特殊性又は勤務公署の特殊の必要（育児短時間勤務職員にあっては、当該育児短時間勤務の内容）により、４週間ごとの期間につき８日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、８日以上）の週休日を設けることが困難である職員について、規則の定めるところにより、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で週休日（育児短時間勤務職員にあっては、４週間を超えない期間につき１週間当たり１日以上の割合で当該育児短時間勤務の内容に従った週休日）を設ける場合には、この限りでない。 （年次有給休暇） 第１２条　年次有給休暇は、一の年度ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年度において、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる日数とする。 ⑴　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　２０日（育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあっては、その者の勤務時間等を考慮し２０日を超えない範囲内で規則で定める日数） ⑵・⑶　（略） ２・３　（略）

（第４条関係）

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

（育児休業をすることができない職員）

第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　（略）

⑵　（略）

⑶　熊谷市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。第１０条において同じ。）を延長された管理監督職を占める職員

⑷　（略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第１０条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、熊谷市職員の定年等に関する条例第４条第１項若しくは第２項の規定により引き続いて勤務している職員又は同条例第９条の規定により異動期間を延長された管理監督職を占める職員とする。

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第１５条　育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第９条第２項第２号	定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	（略）

（部分休業をすることができない職員）

第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　（略）

⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第１９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、３０分を単位として行うものとする。

２・３　（略）

現　　行

（育児休業をすることができない職員）

第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　（略）

⑵　（略）

⑶　（略）

（育児短時間勤務をすることができない職員）

第１０条　育児休業法第１０条第１項の条例で定める職員は、熊谷市職員の定年等に関する条例第４条第１項又は第２項の規定により引き続いて勤務している職員とする。

（育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

第１５条　育児短時間勤務をしている職員についての給与条例の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる給与条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）
第９条第２項第２号	再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員	（略）

（部分休業をすることができない職員）

第１８条　育児休業法第１９条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

⑴　（略）

⑵　勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務職員等」という。）を除く。）

（部分休業の承認）

第１９条　部分休業（育児休業法第１９条第１項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、勤務時間条例第８条第１項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（再任用短時間勤務職員等を除く。以下同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終りにおいて、３０分を単位として行うものとする。

２・３　（略）

附　則

１～３　（略）

（給与条例附則第２４項の規定が適用される育児短時間勤務職員についての給与条例の特例）

４　育児短時間勤務職員に対する給与条例附則第２４項の規定の適用については、同項中「）とする」とあるのは、「）（当該額に勤務時間条例が適用される者にあっては、勤務時間条例第２条第２項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額）とする」とする。

（第５条関係）

熊谷市一般職職員の給与に関する条例（平成１７年条例第５１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（初任給、昇格、昇給等の基準） 第４条　（略） ２～７　（略） ８　次の各号に掲げる職員に関する規則で定める年齢に達した日後の最初の４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは、当該各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める字句に読み替えるものとする。 ⑴　５５歳に達した職員　２号給 ⑵　６０歳に達した職員　０ ９～１１　（略） １２　地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員で同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、当該定年前再任用短時間勤務職員に適用される給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、第２項の規定により当該定年前再任用短時間勤務職員の属する職務の級に応じた額に、熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号。以下「勤務時間条例」という。）第２条第３項の規定により定められた当該定年前再任用短時間勤務職員の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。 第４条の２　（略） （通勤手当） 第９条　（略） ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に

附　則

１～３　（略）

現　　行

（初任給、昇格、昇給等の基準）

第４条　（略）

２～７　（略）

８　５５歳に達した職員に関する規則で定める年齢に達した日後の最初の４月１日以後における前項の規定の適用については、同項中「４号給」とあるのは、「２号給」とする。

９～１１　（略）

１２　地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

第４条の２　再任用職員で地方公務員法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前条第１２項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号。以下「勤務時間条例」という。）第２条第３項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第１項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第４条の３　（略）

（通勤手当）

第９条　（略）

２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、第１号及び第３号に掲げる職員にあっては月の１日からその月以後の月の末日までの期間として規則で定める期間（以下「支給対象期間」という。）、第２号に

掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

⑴　（略）

⑵　前項第２号に掲げる職員　次の表に掲げる額（定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、１箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（略）

⑶　（略）

３　（略）

（時間外勤務手当）

第１２条　（略）

２　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第３条第２項本文に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。

３　（略）

４　定年前再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項ただし書又は第４条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第２条第１項に規定する１週間についての勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては前３項の規定は適用しない。

５　正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が１月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項又は第３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては１００分の５０を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

６・７　（略）

（期末手当）

第１６条　（略）

２　（略）

３　定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは、「１００分の６７．５」とする。

４～６　（略）

（勤勉手当）

第１６条の４　（略）

掲げる職員にあっては月の１日から末日までの期間につき、当該各号に掲げる額とする。

⑴　（略）

⑵　前項第２号に掲げる職員　次の表に掲げる額（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員のうち、１箇月当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

（略）

⑶　（略）

３　（略）

（時間外勤務手当）

第１２条　（略）

２　再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間外にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第３条第２項本文に規定する勤務時間に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ定める割合」とあるのは、「１００分の１００」とする。

３　（略）

４　再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員が、勤務時間条例第５条の規定により、あらかじめ勤務時間条例第３条第２項ただし書又は第４条の規定により割り振られた１週間の正規の勤務時間を超えてした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が勤務時間条例第２条第１項に規定する１週間についての勤務時間に達するまでの間の勤務に対しては前３項の規定は適用しない。

５　正規の勤務時間外の勤務又は割振り変更前の正規の勤務時間を超える勤務をすることを命ぜられ、正規の勤務時間外にした勤務（勤務時間条例第３条第１項、第４条及び第５条の規定に基づく週休日における勤務のうち規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）の時間及び割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間（規則で定める時間を除く。）を合計した時間が１月について６０時間を超えた職員には、その６０時間を超えて勤務した全時間に対して、第１項（第２項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第３項の規定にかかわらず、勤務１時間につき、第１５条に規定する勤務１時間当たりの給与額に、正規の勤務時間外にした勤務に係る時間にあっては１００分の１５０（その勤務が午後１０時から翌日の午前５時までの間である場合は、１００分の１７５）を、割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務に係る時間にあっては１００分の５０を、それぞれ乗じて得た額の合計額を時間外勤務手当として支給する。

６・７　（略）

（期末手当）

第１６条　（略）

２　（略）

３　再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「１００分の１２０」とあるのは、「１００分の６７．５」とする。

４～６　（略）

（勤勉手当）

第１６条の４　（略）

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

⑴　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額

⑵　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に１００分の４５を乗じて得た額の総額

３～５　（略）

（定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外）

第１６条の７　第４条第３項から第１１項まで、第７条、第８条及び第８条の３の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附　則

１～２３　（略）

２４　当分の間、職員の給料月額は、当該職員が６０歳（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第　号）第２条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（平成１７年条例第３２号。以下「旧定年等条例」という。）第３条第２号に掲げる職員に相当する職員にあっては、６３歳）に達した日後における最初の４月１日（附則第２６項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級並びに同条第３項、第４項、第７項及び第８項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。）とする。

２５　前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。

⑴　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員及び非常勤職員

⑵　旧定年等条例第３条第１号に掲げる職員に相当する職員

⑶　熊谷市職員の定年等に関する条例（以下この項において「定年等条例」という。）第９条第１項又は第２項の規定により同条第１項に規定する異動期間（同項又は同条第２項の規定により延長された期間を含む。）を延長された定年等条例第６条に規定する職を占める職員

⑷　定年等条例第４条第１項又は第２項の規定により勤務している職員（定年等条例第２条に規定する定年退職日において前項の規定が適用されていた職員を除く。）

２６　地方公務員法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等をされた職員であって、当該他の職への降任等をされた日（以下「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第２４項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に当該職員が受けていた給料月額に１００分の７０を乗じて得た額（当該額に、５０円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数を生じたときはこれを１００円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（規則で定める職

２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、市長が定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、職員に支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

⑴　前項の職員のうち再任用職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に１００分の９５を乗じて得た額の総額

⑵　前項の職員のうち再任用職員　当該再任用職員の勤勉手当基礎額に１００分の４５を乗じて得た額の総額

３～５　（略）

（再任用職員についての適用除外）

第１６条の７　第７条、第８条及び第８条の３の規定は、再任用職員には適用しない。

附　則

１～２３　（略）

員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第２４項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

２７　前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第４条第２項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。

２８　異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第２４項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第２６項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前２項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

２９　附則第２６項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第２４項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、規則で定めるところにより、前３項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。

３０　附則第２６項又は前２項の規定による給料を支給される職員に対する第８条の２第２項及び第１６条第５項（第１６条の４第４項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「給料」とあるのは、「給料と附則第２６項、第２８項及び第２９項の規定により支給される給料の額との合計額」とする。

３１　附則第２４項から前項までに定めるもののほか、附則第２４項の規定による給料月額、附則第２６項の規定による給料その他附則第２４項から前項までの規定の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	１級 給料月額	２級 給料月額	３級 給料月額	４級 給料月額	５級 給料月額	６級 給料月額	７級 給料月額	８級 給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員									
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 １８７，７００	基準給料月額 円 ２１５，２００	基準給料月額 円 ２５５，２００	基準給料月額 円 ２７４，６００	基準給料月額 円 ２８９，７００	基準給料月額 円 ３１５，１００	基準給料月額 円 ３５６，８００	基準給料月額 円 ３８９，９００

備考　（略）

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

職員の区	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級号給	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	８級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員									
再任用職員		１８７，７００	２１５，２００	２５５，２００	２７４，６００	２８９，７００	３１５，１００	３５６，８００	３８９，９００

備考　（略）

別表第２（第３条関係）

医療職給料表

職員の区	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員						
定年前再任用短時間勤務職員		基準給料月額 円 ２３５，１００	基準給料月額 円 ２５５，４００	基準給料月額 円 ２６２，６００	基準給料月額 円 ２７２，８００	基準給料月額 円 ２８９，１００

備考　（略）

（第６条関係）

熊谷市職員退職手当条例（平成１７年条例第５４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（退職手当の支給） 第２条　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号）第４条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。 ２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職にかかる部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。 （１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額） 第４条　１１年以上２５年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第２８条の６第１項の規定により退職した者（同法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は２５年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たも

分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員						
再任用職員		２３５，１００	２５５，４００	２６２，６００	２７２，８００	２８９，１００

備考　（略）

現　　行

（退職手当の支給）

第２条　この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員のうち常時勤務に服することを要する者（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項若しくは第２８条の６第１項若しくは第２項又は熊谷市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成２７年条例第５５号）第４条の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

２　職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が１８日以上ある月が引き続いて１２月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされている者は、職員とみなして、この条例（第４条中１１年以上２５年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第５条中公務上の傷病又は死亡による退職にかかる部分並びに２５年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。ただし、地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員については、この限りでない。

（１１年以上２５年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額）

第４条　１１年以上２５年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第２８条の２第１項の規定により退職した者（同法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）又は２５年未満の期間勤続し、勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たも

のに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

⑴～⑶　（略）

２　（略）

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条　職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は２５年以上勤続して退職した者（地方公務員法第２８条の６第１項の規定により退職した者（同法第２８条の７第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

⑴～⑷　（略）

２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（同項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第５条の３　第５条第１項に規定する者（２５年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２５年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から１５年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

（失業者の退職手当）

第１４条　（略）

２・３　（略）

４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とし、当該退職の日後に事業（その実施期間が３０日未満のものその他規則で定めるものを除く。）を開始した職員その他これに準ずるものとして規則で定める職員が規則

のに対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

⑴～⑶　（略）

２　（略）

（整理退職等の場合の退職手当の基本額）

第５条　職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者であって、任命権者が市長の承認を得たもの、公務上の傷病又は死亡により退職した者又は２５年以上勤続して退職した者（地方公務員法第２８条の２第１項の規定により退職した者（同法第２８条の３第１項の期限又は同条第２項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者又はその者の非違によることなく勧奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

⑴～⑷　（略）

２　前項の規定は、２５年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

（定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例）

第５条の３　第５条第１項に規定する者（２５年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が市長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から６月前までに退職した者であって、その勤続期間が２５年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から１０年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第１項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

（略）

（失業者の退職手当）

第１４条　（略）

２・３　（略）

４　第１項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、第１項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（１年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの期間に相当する期間を加算した期間）」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「次項において読み替えられた第１項に規定する支給期間」とする。

で定めるところにより、市長にその旨を申し出たときは、当該事業の実施期間（当該実施期間の日数が４年から第１項及びこの項の規定により算定される期間の日数を除いた日数を超える場合における当該超える日数を除く。）は、第１項及びこの項の規定による期間に算入しない。

５～１０　（略）

１１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

⑴～⑷　（略）

⑸　公共職業安定所、職業安定法第４条第９項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第５８条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項に規定する移転費の額に相当する金額

⑹　（略）

１２～１７　（略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１８条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１６条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

⑴　（略）

⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第２９条第３項の規定による懲戒免職の処分（以下「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第１９条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１６条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１４条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第１項及び第２１条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（同項及び同条において「失業者退職手当額」という。）

５～１０　（略）

１１　第１項、第３項及び第５項から前項までに定めるもののほか、第１項又は第３項の規定による退職手当の支給を受けることができる者で次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

⑴～⑷　（略）

⑸　公共職業安定所、職業安定法第４条第８項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第１８条の２に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は市長が雇用保険法の規定の例により指示した同法第５８条第１項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同条第２項に規定する移転費の額に相当する金額

⑹　（略）

１２～１７　（略）

（退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限）

第１８条　退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（第１号又は第２号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第１６条第１項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

⑴　（略）

⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し地方公務員法第２９条第３項の規定による懲戒免職の処分（以下「再任用職員に対する免職処分」という。）を受けたとき。

⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。）について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　（略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第１９条　退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、第１６条第１項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第１４条第３項、第６項又は第８項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条第１項及び第２１条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（同項及び同条において「失業者退職手当額」という。）

を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

⑴　（略）

⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたとき。

⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第２１条　（略）

２～４　（略）

５　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けた場合において、第１９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

６～８　（略）

附　則

１～９　（略）

１０　当分の間、３５年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第３条から第５条の３まで及び附則第１８項から第２２項までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８３．７を乗じて得た額とする。この場合において、第８条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第１０項」とする。

１１　当分の間、３６年以上４２年以下の期間勤続して退職した者で第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第５条の２及び附則第２２項の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

１２　当分の間、３５年を超える期間勤続して退職した者で第５条又は附則第１９項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を３５年として附則第１０項の規定の例により計算して得られる額とする。

１３～１６　（略）

１７　（略）

１８　当分の間、第４条第１項の規定は、１１年以上２５年未満の期間勤続した者であって、６０歳（熊谷市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和４年条例第　号）第２条の規定による改正前の熊谷市職員の定年等に関する条例（平成１７年条例第３２号。以下「旧定年等条例」という。）第３条第２号に掲げる職員に相当する職員にあっては、６３歳。次項において同じ。）に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び第４条第１項又は第２項の規定に該当

を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

⑴　（略）

⑵　当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

⑶　当該退職手当管理機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

２～６　（略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第２１条　（略）

２～４　（略）

５　退職手当の受給者が、当該退職の日から６月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第１９条第１項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から６月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

６～８　（略）

附　則

１～９　（略）

１０　当分の間、３５年以下の期間勤続して退職した者に対する退職手当の基本額は、第３条から第５条の３までの規定により計算した額にそれぞれ１００分の８３．７を乗じて得た額とする。この場合において、第８条の５第１項中「前条」とあるのは、「前条並びに附則第１０項」とする。

１１　当分の間、３６年以上４２年以下の期間勤続して退職した者で第３条第１項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第５条の２の規定により計算した額に前項に定める割合を乗じて得た額とする。

１２　当分の間、３５年を超える期間勤続して退職した者で第５条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を３５年として附則第１０項の規定の例により計算して得られる額とする。

１３～１６　（略）

１７　（略）

する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１８項」とする。 １９　当分の間、第５条第１項の規定は、２５年以上の期間勤続した者であって、６０歳に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（定年の定めのない職を退職した者及び同項又は同条第２項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。この場合における第３条の規定の適用については、同条第１項中「又は第５条」とあるのは、「、第５条又は附則第１９項」とする。 ２０　前２項に規定するもののほか、第４条第１項に規定する者及び第５条に規定する者に対する第５条の３及び第８条の３の規定の適用に関し必要な読替えは、規則で定める。 ２１　附則第１８項及び第１９項の規定は、次に掲げる職員が退職した場合に支給する退職手当の基本額については、適用しない。 ⑴　旧定年等条例第３条第１号に掲げる職員に相当する職員 ⑵　給与その他の処遇の状況が前号に掲げる職員に類する職員として規則で定める職員 ２２　熊谷市一般職職員の給与に関する条例附則第２４項の規定による職員の給料月額の改定は、給料月額の減額改定に該当しないものとする。

（第７条関係）

熊谷市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成１８年条例第３４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（任命権者の報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員及び法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 ⑴～⑾　（略）

（第８条関係）

公益的法人等への熊谷市職員の派遣等に関する条例（平成２０年条例第６１号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案
（職員の派遣） 第２条　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用される職員を除く。）

現　　行
（任命権者の報告事項） 第３条　前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員及び法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。 ⑴～⑾　（略）

現　　行
（職員の派遣） 第２条　（略） ２　法第２条第１項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴　臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用される職員を除く。）

⑵　非常勤職員（地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用される職員を除く。）

⑶　（略）

⑷　（略）

⑸　熊谷市職員の定年等に関する条例第９条の規定により異動期間（同条各項の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

⑹　（略）

３　（略）

⑵　非常勤職員（地方公務員法第２８条の５第１項又は第２８条の６第２項の規定により採用される職員を除く。）

⑶　（略）

⑷　（略）

⑸　（略）

３　（略）

議案第６８号の参考資料

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成１７年条例第３７号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（特別休暇） 第１４条　（略） ２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 ⑴～⑮　（略） ⑯　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日<u>以後１年</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間 ⑰～㉓　（略）	（特別休暇） 第１４条　（略） ２　職員は、次の各号に掲げる場合に、それぞれの場合について定める期間、特別休暇を受けることができる。 ⑴～⑮　（略） ⑯　職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の６週間（多胎妊娠の場合にあっては、１４週間）前の日から当該出産の日<u>後８週間</u>を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子（妻の子を含む。）を養育する職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき　当該期間内における５日の範囲内の期間 ⑰～㉓　（略）

議案第６９号の参考資料

熊谷市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市職員の育児休業等に関する条例（平成１７年条例第３８号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　非常勤職員であって、次のいずれかに該当するもの以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 ㋐　育児休業に係る子が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（当該子の出生の日から第３条の２に規定する期間内に育児休業をしようとする場合にあっては当該期間の末日から６月を経過する日、第２条の４の規定に該当する場合にあっては当該子が２歳に達する日）までに、その任期（当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 ㋑　（略） イ　次のいずれかに該当する非常勤職員 ㋐　その養育する子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員が第２条の３第２号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日。㋐において同じ。）において育児休業をしている非常勤職員であって、	（育児休業をすることができない職員） 第２条　育児休業法第２条第１項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　次のいずれかに該当する非常勤職員以外の非常勤職員 ア　次のいずれにも該当する非常勤職員 ㋐　育児休業に係る子が１歳６か月に達する日（以下「１歳６か月到達日」という。）（第２条の４の規定に該当する場合にあっては、２歳に達する日）までに、その任期（当該任期が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了すること及び引き続き採用されないことが明らかでない非常勤職員 ㋑　（略） イ　第２条の３第３号に掲げる場合に該当する非常勤職員（育児休業に係る子が１歳に達する日（以下「１歳到達日」という。）（当該子について当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている非常勤職員に限る。）

改　正　案	現　行
同条第３号に掲げる場合に該当して当該子の１歳到達日の翌日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの ⑷　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている場合であって、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの	ウ　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとするもの
（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合（当該子についてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしている場合であって第３条第７号に掲げる事情に該当するときはイ及びウに掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあってはウに掲げる場合に該当する場合）　当該子の１歳６か月到達日	（育児休業法第２条第１項の条例で定める日） 第２条の３　育児休業法第２条第１項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。 ⑴・⑵　（略） ⑶　１歳から１歳６か月に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該子を養育する非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日と

改　正　案	現　行
	された日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)）の翌日（当該子の１歳到達日後の期間においてこの号に掲げる場合に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するとき　当該子の１歳６か月到達日
ア　当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業又は当該非常勤職員の配偶者が同号に掲げる場合若しくはこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日（当該育児休業の期間の末日とされた日と当該地方等育児休業の期間の末日とされた日が異なるときは、そのいずれかの日)）の翌日（当該配偶者がこの号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とされた日の翌日以前の日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	
イ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしてい	ア　当該子について、当該非常勤職員が当該子の１歳到達日（当該非常勤職員がする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の１歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において育児休業をしている場合又は当該非常勤職員の

改　正　案	現　行
る場合又は当該非常勤職員の配偶者が当該子の1歳到達日(当該配偶者が同号に掲げる場合又はこれに相当する場合に該当してする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)において地方等育児休業をしている場合	配偶者が当該子の1歳到達日（当該配偶者がする地方等育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日）において地方等育児休業をしている場合
ウ　（略）	イ　（略）
エ　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳到達日(当該非常勤職員が前号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日とされた日が当該子の1歳到達日後である場合にあっては、当該末日とされた日)後の期間においてこの号に掲げる場合に該当して育児休業をしたことがない場合	
（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4　育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育する非常勤職員が、次に掲げる場合のいずれにも該当する場合(当該子についてこの条の規定に該当して育児休業をしている場合であって次条第7号に掲げる事情に該当するときは第2号及び第3号に掲げる場合に該当する場合、規則で定める特別の事情がある場合にあっては同号に掲げる場合に該当する場合）とする。	（育児休業法第2条第1項の条例で定める場合） 第2条の4　育児休業法第2条第1項の条例で定める場合は、1歳6か月から2歳に達するまでの子を養育するため、非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日（当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当してその任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員であって、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されるものにあっては、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日）を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合であって、次に掲げる場合のいずれにも該当するときとする。
⑴　当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日の翌日(当該非常勤職員の配偶者がこの条の規定に該当し、又はこれに相当する場合に該当して地方等育児休業をする場合にあっては、当該地方等育児休業の期間の末日とさ	

改　正　案	現　行
れた日の翌日以前の日)を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとする場合	
⑵・⑶　(略)	⑴・⑵　(略)
⑷　当該子について、当該非常勤職員が当該子の1歳6か月到達日後の期間においてこの条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合	
	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間)
	第2条の5　育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める期間は、57日間とする。
(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)	(育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)
第3条　育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第3条　育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
⑴～⑷　(略)	⑴～⑷　(略)
	⑸　育児休業(この号の規定に該当したことにより当該育児休業に係る子について既にしたものを除く。)の終了後、3月以上の期間を経過したこと(当該育児休業をした職員が、当該育児休業の承認の請求の際育児休業により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。)。
⑸・⑹　(略)	⑹・⑺　(略)
⑺　任期を定めて採用された職員であって、当該任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしているものが、当該任期を更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該育児休業に係る子について、当該更新前の任期の末日の翌日又は当該採用の日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。	⑻　その任期の末日を育児休業の期間の末日とする育児休業をしている非常勤職員が、当該育児休業に係る子について、当該任期が更新され、又は当該任期の満了後に引き続き採用されることに伴い、当該任期の末日の翌日又は当該引き続き採用される日を育児休業の期間の初日とする育児休業をしようとすること。
(育児休業法第2条第1項第1号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間)	

改　正　案	現　行
第３条の２　育児休業法第２条第１項第１号の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、５７日間とする。	
（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）	（育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して１年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別の事情）
第１１条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。	第１１条　育児休業法第１０条第１項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。
⑴～⑸　（略）	⑴～⑸　（略）
⑹　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児短時間勤務計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。	⑹　育児短時間勤務（この号の規定に該当したことにより当該育児短時間勤務に係る子について既にしたものを除く。）の終了後、３月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員が、当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該子を養育するための計画について育児休業等計画書により任命権者に申し出た場合に限る。）。
⑺　（略）	⑺　（略）

議案第７０号の参考資料

熊谷市手数料徴収条例等の一部を改正する条例案新旧対照表

（第１条関係）

熊谷市手数料徴収条例（平成１７年条例第６６号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
５５の１０	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。第５５号の１２アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　１３，０００円 ⑵　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第５５号の１３までにおいて同じ。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㋐・㋑　（略） ㋒　建築を伴わないもの　２５，０００円 ㈡　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 ㋐・㋑　（略） ㋒　建築を伴わないもの　４２，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 ㋐・㋑　（略） ㋒　建築を伴わないもの　７８，０００円 ㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平

現　　行

別表（第２条関係）

	事務の種類	手数料の額
５５の１０	長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書（いずれも長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項第１号に掲げる基準に適合しているものに限る。第５５号の１２アにおいて同じ。）又はこれらの写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ㈠・㈡　（略） ⑵　共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号から第５５号の１３までにおいて同じ。）　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈡　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平

方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　１１８，０００円

(ｴ)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　１７３，０００円

(ｵ)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　３００，０００円

(ｶ)　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　３８６，０００円

(ｷ)　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　４５１，０００円

イ　ア以外の場合

(1)　一戸建ての住宅

(i)・(ii)　（略）

(iii)　建築を伴わないもの　８５，０００円

(2)　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額

(i)　床面積の合計が５００平方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　１９４，０００円

(ii)　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　３０６，０００円

(iii)　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。

(ｱ)・(ｲ)　（略）

(ｳ)　建築を伴わないもの　５９９，０００円

(iv)　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。

		方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｳ)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｴ)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｵ)　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｶ)　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） イ　ア以外の場合 (1)　一戸建ての住宅 (i)・(ii)　（略） (2)　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が５００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ii)　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (iii)　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (iv)　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。

		㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　１，０６８，０００円 ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　１，８３２，０００円 ㈤　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　３，３８４，０００円 ㈥　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　４，８３２，０００円 ㈦　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　５，９１９，０００円
５５の１１	（略）	（略）
５５の１２	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　６，５００円 ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ㈠　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　１２，５００円 ㈡　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　２１，０００円 ㈢　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００

		㈠・㈡　（略）
		㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略）
		㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略）
		㈦　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略）
		㈧　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㈠・㈡　（略）
５５の１１	（略）	（略）
５５の１２	長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（次号に規定する審査を除く。）	ア　住宅の品質確保の促進等に関する法律第６条の２第３項の確認書若しくは同条第４項の住宅性能評価書又はこれらの写しが提出された場合 ⑴　一戸建ての住宅 ⅰ・ⅱ　（略） ⑵　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 ⅰ　床面積の合計（申請に係る住戸を含む一の建築物の変更後の床面積の合計をいう。以下この号において同じ。）が５００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ⅱ　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ⅲ　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００

		平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　３９，０００円 (ｳ)　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　５９，０００円 (ｴ)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　８６，５００円 (ｵ)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　１５０，０００円 (ｶ)　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　１９３，０００円 (ｷ)　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　２２５，５００円 イ　ア以外の場合 (1)　一戸建ての住宅 (ｲ)・(ﾛ)　(略) (ﾊ)　建築を伴わないもの　４２，５００円 (2)　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (ｲ)　床面積の合計が５００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　９７，０００円 (ﾛ)　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　(略) (ｳ)　建築を伴わないもの　１５３，０００円 (ﾊ)　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。

		平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｳ)　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｴ)　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｵ)　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｶ)　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ｷ)　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） イ　ア以外の場合 (1)　一戸建ての住宅 (i)・(ii)　（略） (2)　共同住宅等　次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める額 (i)　床面積の合計が５００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (ii)　床面積の合計が５００平方メートルを超え１，０００平方メートル以内のとき。 (ｱ)・(ｲ)　（略） (iii)　床面積の合計が１，０００平方メートルを超え２，５００平方メートル以内のとき。

		㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　２９９，５００円 ㈣　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　５３４，０００円 ㈤　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　９１６，０００円 ㈥　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　１，６９２，０００円 ㈦　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　２，４１６，０００円 ㈧　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㈠・㈡　（略） ㈢　建築を伴わないもの　２，９５９，５００円
５５の１３	（略）	（略）
５５の１４	（略）	（略）
５５の１５	長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	（略）

備考　（略）

		㈠・㈡　（略） ㈢　床面積の合計が２，５００平方メートルを超え５，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈣　床面積の合計が５，０００平方メートルを超え１０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈤　床面積の合計が１０，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈥　床面積の合計が２０，０００平方メートルを超え３０，０００平方メートル以内のとき。 ㈠・㈡　（略） ㈦　床面積の合計が３０，０００平方メートルを超えるとき。 ㈠・㈡　（略）
５５の１３	（略）	（略）
５５の１４	（略）	（略）
５５の１５	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認の申請に対する審査	（略）

備考　（略）

（第２条関係）

熊谷市手数料徴収条例の一部を改正する条例（令和３年条例第３５号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
附　則 （略）	附　則 （施行期日） １　（略） （経過措置） ２　長期優良住宅建築等計画が住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和３年法律第４８号）第１条の規定による改正前の長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第６条第１項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）第５条第１項の登録住宅性能評価機関が作成したものに限る。）が提出された場合の申請に係る改正前の別表第５５号の１０から第５５号の１３までの規定は、当分の間、なおその効力を有する。この場合において、改正前の同表第５５号の１０ア⑵中「定める額を、申請に係る住戸を含む一の建築物の住戸のうち同時に申請された住戸の数（以下「申請住戸数」という。）で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「定める額」と、同表第５５号の１１中「額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額））」とあるのは「額」と、同表第５５号の１２ア⑵中「定める額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）」とあるのは「定める額」と、同表第５５号の１３中「額（共同住宅等については、その額を申請住戸数で除して得た額（その額に１００円未満の端数を生じたとき

改　　正　　案	現　　行
	は、これを切り捨てた額))」とあるのは「額」とする。

議案第７１号の参考資料

熊谷市下水道条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市下水道条例（平成１７年条例第２１７号）

（下線部分は改正部分）

改　　正　　案

別表第１（第４７条関係）

下水道使用料表

使用料の区分		排水汚水量	使用料
一般用	基本使用料（１月につき）	１０立方メートルまで	１，１５５円
	従量使用料（１立方メートルにつき）	１０立方メートルを超え３０立方メートルまでの分	１４３円
		３０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	１６５円
		５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	１８７円
		１００立方メートルを超え２００立方メートルまでの分	２０９円
		２００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	２２０円
		５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分	２５３円
		１，０００立方メートルを超える分	２６４円
公衆浴場用（１立方メートルにつき）			５７．５円
備考　一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和５６年法律第６８号）第２条に規定する公衆浴場をいう。）用以外をいう。			

現　　行

別表第１（第４７条関係）

下水道使用料表

処理区	使用料の区分		排水汚水量	使用料
合併前の熊谷市の区域	一般用	基本使用料（１月につき）	１０立方メートルまで	８９０．４円
		従量使用料（１立方メートルにつき）	１０立方メートルを超え３０立方メートルまでの分	１１５．２円
			３０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	１３０．９円
			５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	１４６．６円
			１００立方メートルを超え２００立方メートルまでの分	１６２．４円
			２００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	１７８円
			５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分	１９９円
			１，０００立方メートルを超える分	２２０円
	公衆浴場用（１立方メートルにつき）			５７．５円
合併前の妻沼町の区域	基本使用料（１月につき）		１０立方メートルまで	１，１００円
	従量使用料（１立方メートルにつき）		１０立方メートルを超え２０立方メートルまでの分	１１０円
			２０立方メートルを超え３０立方メートルまでの分	１２１円
			３０立方メートルを超え５０立方メートルまでの分	１３２円
			５０立方メートルを超え１００立方メートルまでの分	１４３円
			１００立方メートルを超え２００立方メートルまでの分	１５４円
			２００立方メートルを超え５００立方メートルまでの分	１７６円
			５００立方メートルを超え１，０００立方メートルまでの分	２０９円
			１，０００立方メートルを超える分	２２０円
備考　一般用とは、公衆浴場（公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和５６年法律第６８号）第２条に規定する公衆浴場をいう。）用以外をいう。				

別表第２（第４７条関係）　汚水排除量認定基準表

用途	１月の汚水排除量の認定基準				
一般用	汚水の種類	種別	定義	汚水排除量認定の基準	立方メートル
	家事汚水		一般家庭汚水	１世帯４人まで１人当たり	８
				１人増すごとに	４
	（略）		（略）	（略）	（略）
				（略）	（略）

別表第２（第４７条関係）　汚水排除量認定基準表

用途	１月の汚水排除量の認定基準					
一般用	汚水の種類	種別	定義	汚水排除量認定の基準		立方メートル
	家事汚水		一般家庭汚水	１世帯４人まで１人当たり	合併前の熊谷市の区域	８
					合併前の妻沼町の区域	６
				１人増すごとに		４
	（略）		（略）	（略）		（略）
				（略）		（略）

議案第７２号の参考資料

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成１７年条例第２２３号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（経営の基本） 第３条　（略） ２　（略） ３　下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　処理人口　９２，８２０人 ⑶　１日最大汚水量　４９，５３５立方メートル	（経営の基本） 第３条　（略） ２　（略） ３　下水道事業の経営の規模は、次に定めるとおりとする。 ⑴　（略） ⑵　処理人口　９１，８５０人 ⑶　１日最大汚水量　４９，１０５立方メートル

議案第７３号の参考資料

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成１７年条例第２２４号）

（下線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第２２条の４第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２・３　（略） （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第１９条　第５条、第５条の３及び第１４条の規定は、地方公務員法第２２条の４第１項又は第２２条の５第１項の規定により採用された職員には適用しない。 附　則 １～３　（略） （職員の給料に関する特例） ４　当分の間、職員（市長が定める職員を除く。）の給料月額は、当該職員が６０歳に達した日後における最初の４月１日（次項において「特定日」という。）以後、市長が定める額とする。 ５　地方公務員法第２８条の２第４項に規定する他の職への降任等（次項において「他の職への降任等」という。）をされた職員であって、市長が定める職員には、当分の間、特定日以後、前項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定める額を給料として支給する。 ６　他の職への降任等をされた日の前日から引き続き第３条第１項に規定する給料表の適用を受ける職員（附則第４項の規定の適用を受ける職員に限り、前項	（給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要するもの、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）及び同法第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 ２・３　（略） （再任用職員についての適用除外） 第１９条　第５条、第５条の３及び第１４条の規定は、地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。 附　則 １～３　（略）

改　正　案	現　行
に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、同項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。 7　前2項の規定による給料を支給される職員以外の附則第4項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。	

議案第７４号の参考資料

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

熊谷市定住人口増加のための固定資産税等の課税免除に関する○○○条例（平成２６年条例第３８号）

（下線部分は改正部分）

改正案	現行
（対象住宅） 第２条　固定資産税等の課税免除の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴　（略） ⑵　平成２６年１月２日から令和８年１月１日までの間に、新築され、又は購入され、かつ、固定資産税等の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅 ⑶　（略） （課税免除の期間） 第５条　課税免除の期間は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 ⑴　新築の認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第１１条第１項に規定する認定長期優良住宅をいう。）　課税初年度から５年度間（３階建て以上の中高層の耐火建築物（建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。）である住宅にあっては、７年度間） ⑵　（略）	（対象住宅） 第２条　固定資産税等の課税免除の対象となる住宅（以下「対象住宅」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。 ⑴　（略） ⑵　平成２６年１月２日から令和５年１月１日までの間に、新築され、又は購入され、かつ、固定資産税等の課税免除を受けようとする者（以下「申請者」という。）を登記名義人とする所有権の保存又は移転の登記がされている住宅 ⑶　（略） （課税免除の期間） 第５条　課税免除の期間は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。 ⑴　新築の認定長期優良住宅（長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成２０年法律第８７号）第１０条第２号に規定する認定長期優良住宅をいう。）　課税初年度から５年度間（３階建て以上の中高層の耐火建築物（建築基準法第２条第９号の２に規定する耐火建築物をいう。次号において同じ。）である住宅にあっては、７年度間） ⑵　（略）

議案第７６号の参考資料

業　者　名　及　び　入　札　結　果

工　　事　　名	（仮称）道の駅「くまがや」外周道路整備工事
工　事　場　所	熊谷市池上地内
入　札　年　月　日	令和４年７月１１日

入　札　対　象　額	予　　定　　価　　格	最　低　制　限　価　格
155,922,800　円	155,922,800　円	141,688,800　円
うち消費税等の額	入　札　書　比　較　価　格	最低制限価格の100/110
14,174,800　円	141,748,000　円	128,808,000　円

番号	業　　者　　名	入　札　額		結果
		金　　額	順位	
1	田部井建設㈱	円 128,814,000	4	
2	㈱ケージーエム	128,834,000	6	
3	清水建設工業㈱	128,810,000	1	落札
4	㈱増田工務店	辞退		
5	石井建設㈱	辞退		
6	㈱新井組	129,555,000	7	
7	大和建設㈱	128,810,000	1	
8	㈱根岸建設	128,810,000	1	
9	㈲村田建設	128,814,000	4	
10	㈱間宮建設	129,900,000	8	

落　札　業　者	落　札　金　額		
	入札金額	消費税等の額	合　　計
清水建設工業㈱	128,810,000　円	12,881,000　円	141,691,000　円

＊電子くじにより決定

1　工 事 名　　（仮称）道の駅「くまがや」外周道路整備工事

2　工事場所　　熊谷市池上地内

3　工事概要

⑴　擁壁工　　プレキャストＬ型擁壁設置

⑵　地盤改良工　安定処理

　　中層混合改良

⑶　盛土工　　路体盛土

工事場所：熊谷市池上地内

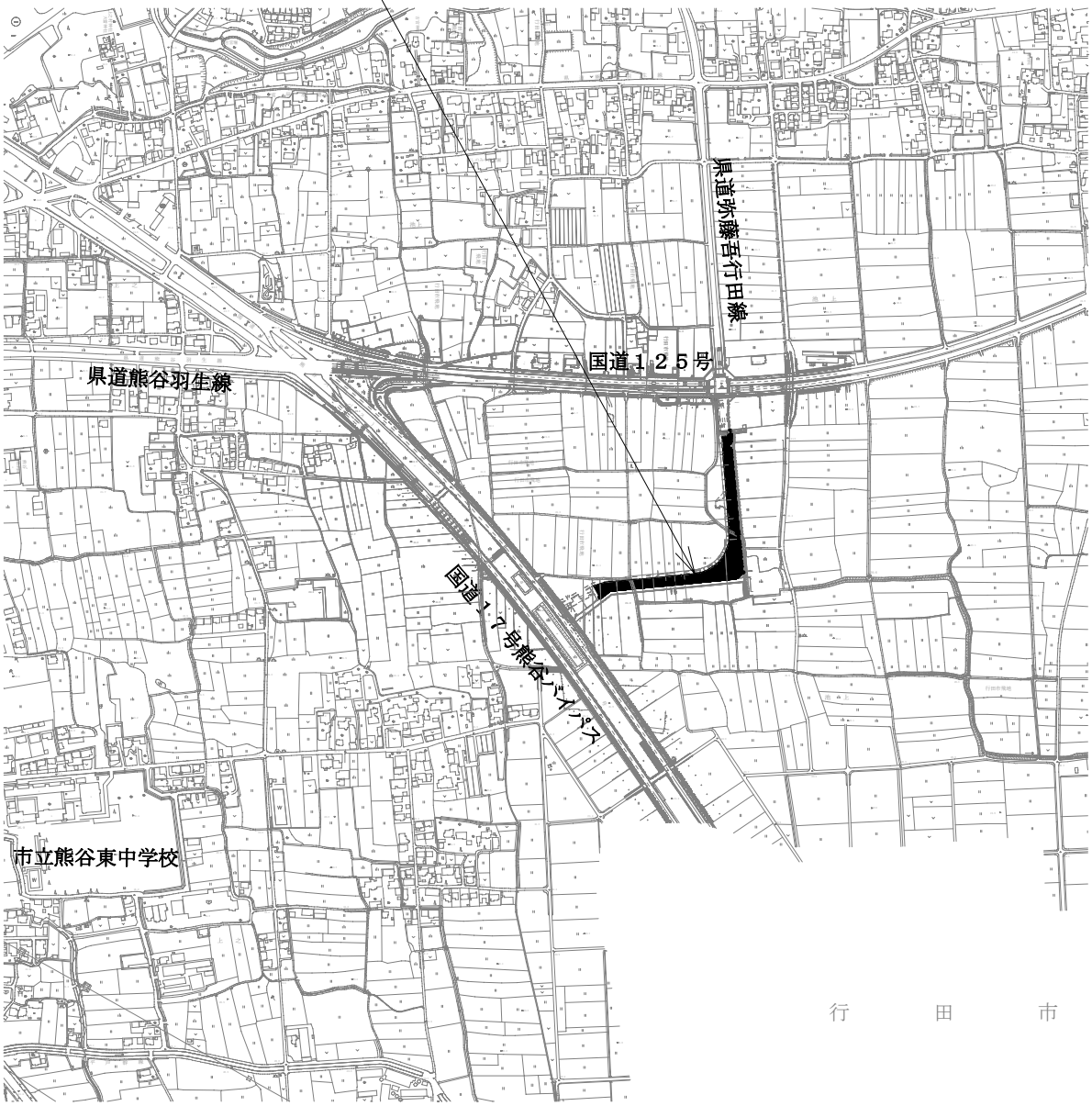

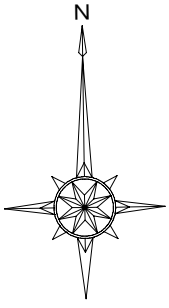

案　内　図

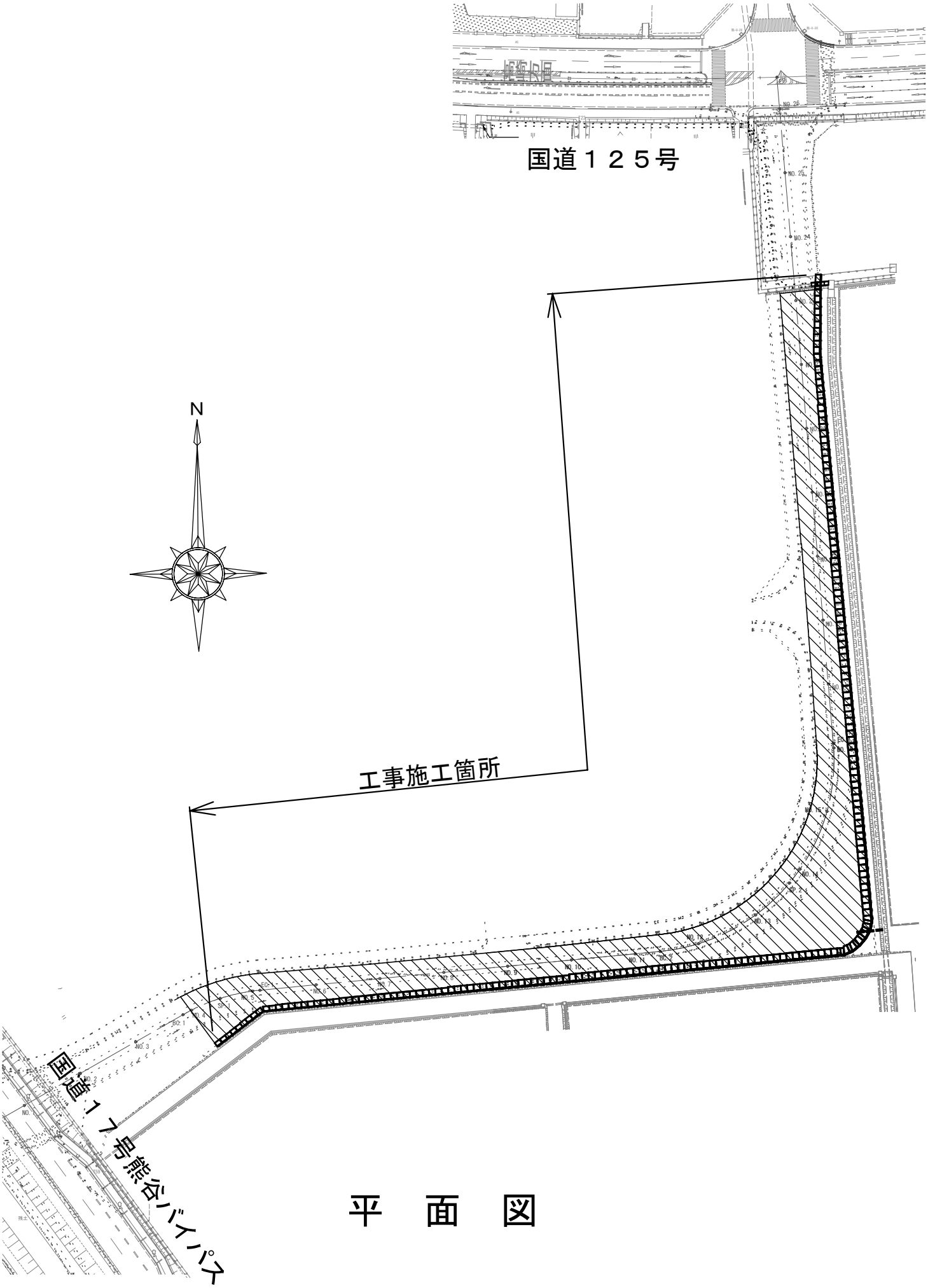

平　面　図

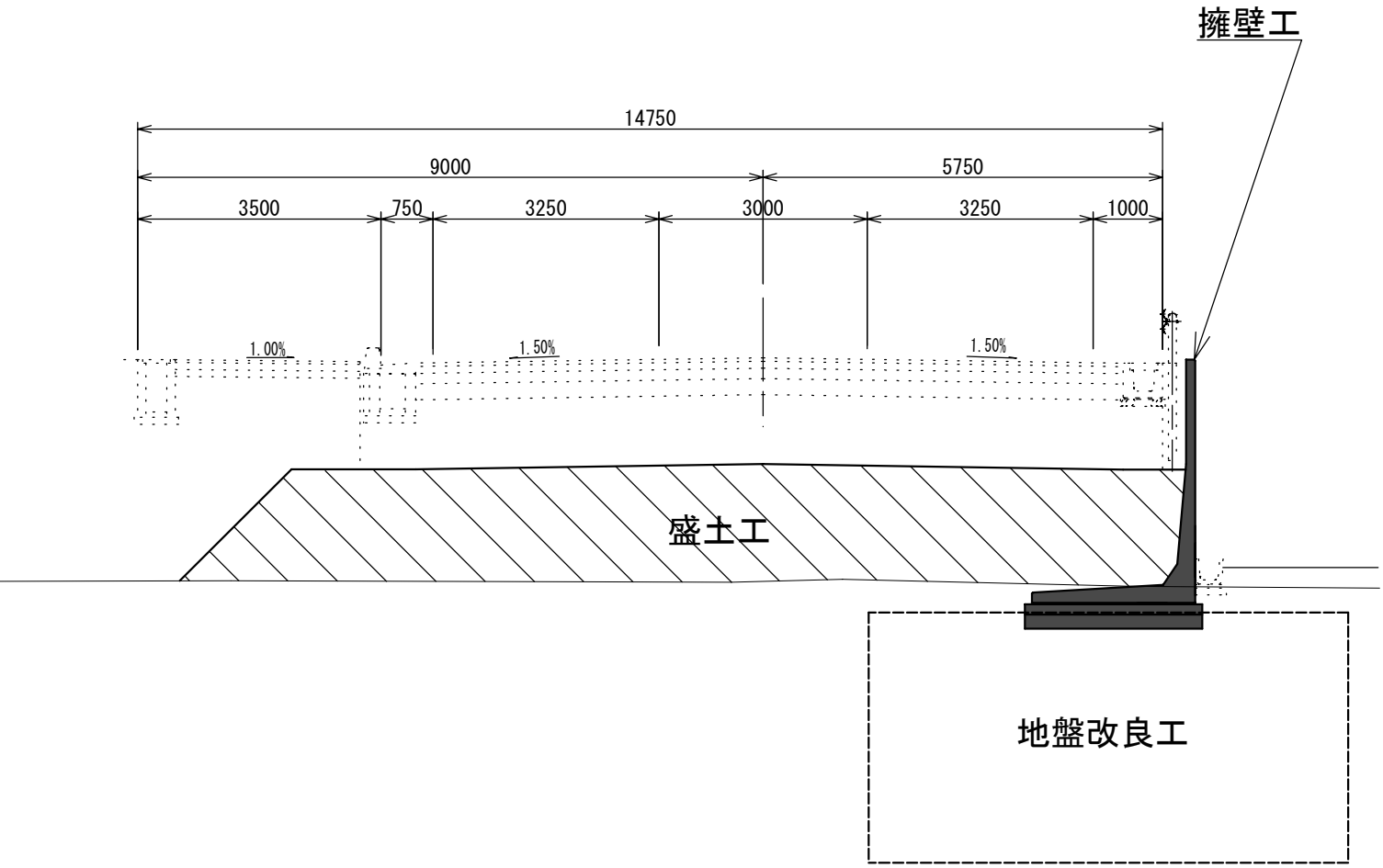
擁壁工
14750
9000
5750
3500
750
3250
3000
3250
1000
1.00%
1.50%
1.50%
盛土工
地盤改良工

道路標準断面図